

わたしの視点

羽鳥亘

4月から商標法が一部改正されて「地名」と「商品名」を組み合わせた「地域ブランド」が「地域団体商標」として商標登録されやすくなり、先月までに、全国で600件以上の出願が行われ、本県からは、「十石みそ」「高崎だるま」「上州牛」「桐生織物」の5件の商標出願が行われました。

「地域団体商標」の登録要件を復習するところ、(1)事業協同組合や農協などの団体による出願である(2)地名(旧

者に広く認識)になつてゐる等の条件を満たしている場合に、商標登録が認められるようになります。

正品とニセモノの区別が付かなくなり、ニセモノ排除という登録商標のメリットを十分享受できない恐れがあります。

組合等が皆で協力して地域の特性を生かした商品の生産・PR等を行つてることが多い受できない現実に即しています。

このような「地域団体商標」ですが、その本質を理解しないまま、空騒ぎしているような傾向が見つけられました。

地域団体商標の課題



羽鳥亘（はとりわたり）氏

1957年生

まず、「地域団体商標」の権利主体である事業協同組合において、その登録商標で守られる商品の品質や流通管理が厳格に行われていらない場合には、真

次に、法律上「地域団体商標」の登録ができるのは、事業共同組合等に限定されていますが、地域ブランド化の取り組みに際しては、民間、行政、事業

ますので、以下課題を指摘したいと思います。

まず、「地域団体商標」の権利主体である事業協同組合において、その登録商標で守られる商品の品質や流通管理が厳格に行われていらない場合には、真

次に、法律上「地域団体商標」の登録ができるのは、事業共同組合等に限定されていますが、地域ブランド化の取り組みに際しては、民間、行政、事業

るよう、早急な法律改正が必要と思われます。

最後に、地域団体商

標登録の第一弾として、

いた事業者団体の商

標でないと登録は難し

いため、「地元の名前

が付いた名産品」すべ

てが商標登録されるも

のではない点を再認識

する必要があると思

ります。

この残件中200件以上は、ブランド性を裏付ける資料が足りず拒絶理由が出されると言わわれております。

以上は、ブランド性を裏付ける資料が足りず拒絶理由が出されると

羽鳥国際特許商標事務所所長・弁理士。県知

的財産戦略会議委員、弁理士会関東支部副支

部長